

## 規制対象外のライター

今回の規制では、全てのライターが対象となるわけではありません。まず、燃料容器にプラスチックを使用していないもの、たとえば、燃料容器が金属製のもの、電熱コイル式のように燃料を使用せずに火をつけるものです。また、以下の**全ての条件を満たす**製品は、今回の規制から除外されることとなります。

- ① ライターの燃料が**再充電可能**であること。
- ② 出荷日から少なくとも**5年間の安全な継続使用**が確保されるよう設計・製造されるものであること。
- ③ 小売販売日から少なくとも**2年間の保証書**を提供すること。
- ④ ライターの点火装置を含む主要な部品は、出荷日から少なくとも**5年間の修理が可能**なものであって、かつ**安全に燃料が再充電可能**であること。なお、やむを得ない場合を除き、製品の交換による修理は含まないものとする。
- ⑤ 製造又は輸入の事業を行う者が**日本国内に設置するアフターサービスセンター等**でライター部品の交換及び修理が可能であること。

近畿経済産業局 製品安全室による「消費生活用製品安全法におけるライターの規制対象化に係る説明会」（平成23年2月15日）配布資料「ライター規制について～消費生活用製品安全法に基づく規制～」3頁を抜粋